

GIFU HOZEN

岐阜保全協会報

1997 / 第30号

平成9年1月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

早春に花を咲かせる「寒ざくら」

社団法人 岐阜県環境保全協会



目次

巻頭言	年頭にあたって…………… (社)岐阜県環境保全協会理事長 小瀬 洋喜 … 1
	役員一同 … 2

特集	今後の産業廃棄物対策の基本的方向について 厚生省生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会 … 3
----	---

特集	岐阜県地球環境保全行動計画「ぎふアジェンダ21」の策定 岐阜県衛生環境部環境管理課 …12
----	--

特集	わがまちの産業廃棄物問題と対策 恵那市長 森川 正昭 …14 不破郡垂井町長 田中 幸雄 …15
----	--

協会だより	第3回広報編集委員会・平成8年度廃棄物問題研修会の開催・厚生省生活衛生局長感謝状贈呈される、「地球環境フェア'96」開催、平成9年度厚生大臣認定各講習会(予定) ……16
-------	---

トピックス	第5回環境フォーラム、ぎふ「寒ざくらの会」文化交流大会 小瀬洋喜理事長「地域文化功労者表彰(文部大臣表彰)受賞」 ……18
	平成8年版環境白書について ……19

お知らせ	産業廃棄物処理業について ……20
	産業廃棄物運搬の積載量の適正化について ……21
	民間環境保全推進員養成セミナーの開催について ……22
編集後記	……………23

表紙写真 鐘紡大垣工場の寒ざくら

JR大垣駅の北側(大垣市根室町)、鐘紡大垣工場の片隅に1本の桜がひっそりと佇んでいます。早春の余寒に耐えながら淡紅色の美しい花を咲かせます。さくらは日本の国花、数多くの種類がありますが、県下では非常に珍しい正真正銘の寒ざくらです。その姿は清らかな乙女を見るように、可憐でしとやか。
=写真提供・岐阜新聞社=



年頭にあたって

理事長 小瀬 洋 喜

明けましておめでとうございます。

平成9年の新春にあたり皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

顧みますと、昨年は新しい選挙制度のもとに戦後50年を経過したわが国の政治、経済、社会政策の在り方を根本的に問う選挙が行なわれ、21世紀を見つめ20世紀を締めくくる新しい政治体制が生まれた画期的な年でありました。

環境問題は、地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊等、地球的規模で考えなければならない時代となっていることに国民の認識も高まっております。

私達が関わっております産業廃棄物については、最終処分場の処理容量の逼迫状態を解決することが今や緊急の課題となっております。生活様式の多様化に伴う廃棄物量の増大、質の多様化は、日本の産業形態を根本的に変革し、産業構造の高度化をはからなければ、大量廃棄型社会を脱却することが出来ぬものとなっております。

しかしながら、緊急課題であるこれらの経済構造の変革が緒につかぬまま最終処分場処理容量の逼迫化は一層すすみ、廃棄物処理施設の適正整備に対する地元住民の理解と認識が得られぬまま反対運動が激化し、状況は厳しさを加えております。

こうした問題を解決するために、県では「岐阜県廃棄物問題検討委員会」を設置され今後の産業廃棄物処理についての方向をテーマとして討論を重ねておられます。これによって今後の方向が示されることが期待されます。

また、平成8年度に設立した「財団法人地球環境村ぎふ」は県、市町村及び民間からの出捐によって設立され廃棄物処理センターの指定を受け、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備を進めて行く「地球環境村構想」を推進することとしております。この「地球環境村構想」は、廃棄物処理センターの指定を受けた廃棄物処理施設を核とし

て、リサイクル、余熱利用等の資源活用、地球環境問題の研究・実践を行なうとともに廃棄物処理施設の周辺に福祉・医療、生涯学習、文化、スポーツ等の各種施設を複合的・有機的に整備することにより、良好な生活環境の保全・創出を図り“日本一住みよいふるさと岐阜県”の実現を目指すものであります。

この事業の具体的な進捗によって、長い期間にわたり検討が重ねられてきた公共関与による廃棄物処理センターが、建設に向かって大きく前進したことは、誠に喜ばしいことであり、協会としては、県当局のご指導のもと会員一同力を合わせて、その早期実現に向かって推進を図って参りたいと存じます。

また、平成2年度に着手した岐阜県産業廃棄物対策基金造成事業も、平成5年度末には、3カ年計画の目標3億円を達成し、昨年度から更に当初の目標であった10億円への増額にむけて県、市町村のご理解とご協力のもと事業を進めております。

かねてから、当協会のあり方については「あり方検討委員会」でご検討をお願いしておりますが、会員の皆様にご報告する前に12月県議会において県より当協会の将来について「財団法人地球環境村ぎふ」との合併を検討していることが示されました。今後この方向での検討により合併の方法、時期などが明確にされてくることと思っております。会員の皆様にご理解を賜りたくお願い申し上げます。会員の皆様方、排出事業所等の皆様方におかれましては、先の見えぬきわめてきびしい経済状況のもとにあります。産業廃棄物処理という重要な職能を業とし、産業発展の基盤を担う協会への期待に応えるために一層のご活躍を祈ります。

年頭にあたっての所感の一端を申ささせていただきました。会員の皆様始め関係各位の一層のご発展をお祈り申し上げ、かわらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

頌 春



年頭にあたり平素のご協力を深く感謝申し上げます

平成九年元旦

理事長 小瀬 洋 喜
副理事長 本間 泉
〃 清水 正 靖
理事 浅野 勇
〃 石丸 継 治
〃 市川 治 徳
〃 大塚 忠 勝
〃 大場 猪三美
〃 小倉 満
〃 粥川 長 司
〃 木村 虎 男
〃 久保田 富喜男
〃 後藤 利 夫
〃 清水 道 雄
〃 鈴木 兼 利
〃 高井 信 夫

理事 田中 一 郎
〃 野々村 清
〃 野村 清 晴
〃 旗 勝 美
〃 古川 利 雄
〃 堀江 尚 男
〃 眞鍋 和 正
〃 三浦 茂
〃 水谷 重 雄
〃 山村 け い
監事 佐藤 敏 一
〃 春 田 文 夫

事 務 局

専務理事 坪内 全 治
常務理事 林 杉 雄

今後の産業廃棄物対策の基本的方向について

厚生省生活環境審議会廃棄物処理部会 産業廃棄物専門委員会

第1 はじめに

我が国は物質面では世界の中で有数の豊かな国となったが、その過程で大量生産・大量消費を基調とする経済活動や生活様式が定着し、資源の浪費につながる「使い捨て文化」を生み出すこととなった。私たちが日々文化的な生活を営む上で欠かすことのできない各種のインフラや製品は産業活動によってもたらされているが、こうした産業活動に伴い必ず産業廃棄物は生じるものである。大量生産・大量消費社会の下で一般廃棄物も含め廃棄物が大量に排出され続けており、私たちが今後とも現在享受している生活レベルを維持し、より豊かな生活を営むためには廃棄物の存在を無視することはできなくなっている。

しかし、このような大量生産・大量消費社会については、ひとりわが国のみならず地球環境の保全等の観点からの見直しが求められており、将来の世代のために私たちが預かっている環境の保全や貴重な資源の節約を図り、将来にわたる持続的な発展を維持していくことができる社会へ構造転換を図っていく必要がある。こうした中で、廃棄物の処理についても、廃棄物の発生抑制を図るとともに、これを資源として有効に活用する循環型の社会経済システムへ大転換を図っていく必要がある。

このような循環型の社会経済システムへの転換を目指すとしても、現に廃棄物が生じており、またどうしても最終処分等を行わざるをえない廃棄物もあり、これらの廃棄物の適正な処理を確保していくことは、産業界のみならず国民的な課題として避けて通ることのできない重要な問題である。しかし、このような廃棄物の処理の問題については「目の前から廃棄物がなくなりさえすればよい」というような意識が事業者のみならず国民

の間にも根強くあるところであるが、その一方では自分の近いところに処理施設ができるのは反対との感情が極めて高くなっており、必要な処理施設の確保すら困難な状況となっている。

こうした中で、廃棄物の処理をめぐるのは、不法投棄をはじめ不適正な処理がなされるケースが跡を絶たず、その結果、さらに最終処分場等処理施設の確保が困難になるなど適正処理を確保する環境整備が十分でないといった悪循環に陥っており、このままでは生活環境や産業活動に重大な支障を生じかねないという深刻な問題を抱えるところとなっている。

廃棄物をめぐる様々な問題の解決は、21世紀に向けて、私たちがわが国の良好な生活環境を次の世代に引き継いでいくのみならず、人類の生存基盤と一体的かつ不可分な関係にある地球環境を保全していくとともに、私たちの豊かな社会を支える健全な産業活動を維持していく上で、国民ひとりひとりにとって避けて通れない状況にあり、その解決に向けて、まさに国民的課題として総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

本委員会においては、このような認識の下、特に問題が山積しており早急な対応が求められている産業廃棄物を中心に、今後の対策のあり方について検討を行い、今般、その結果を取りまとめたものである。

第2 現状と問題点

1. 大量に排出され続ける産業廃棄物

産業活動に伴い排出される産業廃棄物の量は、大量生産・大量消費社会を背景に増え続け、昭和60年度の排出量が約3.1億tであったのに対し、平成5年度においては約4億tとなっている。

また、わが国は天然資源に恵まれないため、原材料を諸外国から輸入し、製品に加工し、これを

輸出することにより経済を維持していることもあり、その物質収支をみると、毎年約7.5億tの物質が輸入され、そのうち燃料や食料として消費、発散される分や製品等として輸出される分を除くと、約1.5億tが製品や建築物等の形で国内に蓄積されており、これらはいずれ最終処分等何らかの形で廃棄物として処理されなければならないという経済構造になっているとの報告もある。

こうした量の増大だけでなく、産業廃棄物の質の面についても、近年、産業の高度化・ハイテク化に伴い、トリクロロエチレン等の新たな有害廃棄物の問題が発生するなどその性状に変化がみられる。

2. 最終処分場の逼迫

事業活動に伴い事業場等から排出される産業廃棄物は、焼却等の中間処理により全体の約40%が減量化、約39%が工業原料、建設資材等としてリサイクルされ、残りの約21%に相当する約8千万tが1年間で最終処分されている。最終処分量を減らし、循環型の社会を形成するには、リサイクル等により減量化を進めていくことが重要であるが、産業廃棄物のリサイクル率はここ10年間をみても約40%前後で頭打ちの状況が続いている。

こうした状況の中で、産業廃棄物の最終処分場は、新規立地が困難となっていることから、その残余容量は逼迫しており、最終処分量との対比では、最終処分場残余容量は全国平均で約2.3年分となっている。また、これを首都圏でみると、約0.8年分となっており、圏域内での処理は事実上できない状況にある。

さらに、近年、最終処分場の新規立地数は減少傾向にあり、新設数がこのままの状況で推移すれば、廃棄物のリサイクルを徹底し最終処分量を一定に保ったとしても、2010年頃には残余容量がゼロになるという推計もあり、我が国の健全な社会システムの維持に重大な支障が生じかねない状況にある。

3. 不適正処理等産業廃棄物処理をめぐる問題

(1) 最終処分場等処理施設の問題

産業廃棄物を適正に処理するため必要な最終処分場等の処理施設については、例えば、安定型処分場に安定型廃棄物以外の廃棄物が混入し、周辺環境を汚染する等の例がみられることから、このような処理実態を踏まえて、施設や処理の基準の

充実・強化を図るべきとの声が強い。また、廃棄物処理施設の許可の対象外であるいわゆる「ミニ処分場」がいくつもつくられ、そこで不適正処理が行われるケースが多いという指摘もある。

最終処分場については、特に管理型処分場について埋立終了後も水処理施設を稼働させる等の長期的な維持管理が必要であることから、設置者の倒産等により維持管理が継続できなくなった場合に対する住民の不安が大きい。しかし、現行法上そのような場合に対する手当てがないことから、住民の不安に対し応えるものがなく、このことが施設の立地を困難なものとする一因にもなっている。また、その跡地の利用についても、規制が十分に整備されていないことにより、安易な跡地の土地開発に伴いガス発生のようなトラブルが発生するなどの例がみられる。

また、中間処理施設についても施設の処理能力を超える廃棄物が受け入れられ、実質上野積みと変わらないような不適切な保管が行われたり、「野焼き」が行われる等不適正処理の事例もみられる。

(2) 排出事業者の問題

排出事業者は、本来、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないが、自ら処理しない場合には処理業者への委託により処理を行うこととされている。しかし、委託に際して、廃棄物の内容や処理方法等の必要な情報提供が行われなかったために、処理業者において適正に処理できないというケースがみられる。

また、一部の排出事業者においては、処理料金のみを重視し、適正な処理を行うことのできる処理業者であるか十分な確認を行わないまま安易に委託し、不適正な処理が行われたり、無許可業者へ委託を行うケースもみられ、企業規模の大小を問わず排出事業者の適切な取組みが求められている。

(3) 処理業者の問題

産業廃棄物の処理を行う処理業者は、産業廃棄物の扱いを一步間違えると周辺の生活環境保全上重大な問題を招くこともあり、環境を守る専門業者としての高いモラルと技術力が求められるが、一部で不法投棄等の不適正処理を行う悪質な業者の例もあり、全体的な質の向上が求められている。

また、処理業者の中には、適正な処理コストを処理料金に十分に反映させずに受託する者もあり、その結果、不適正な処理が行われている例が

あるとの指摘もある。

(4) 行政の問題

産業廃棄物の処理に関する国の基準や、業の許可に当たっての審査、排出事業者や処理業者に対する都道府県の指導監督、不適正処理を行う者の取締りなどが必ずしも十分ではないことから、不適正処理が生じてきたこと等の実態を踏まえ、適正処理を徹底するため、基準、指導監督、取締り体制及び審査体制の充実・強化を図るべきとの声も強い。

また、適正処理の確保に必要な環境整備に向けて、国は広域処理の実態を踏まえて処理施設の適正配置を検討し、関連諸法制度との調整を図り、一方、地方自治体にあっても、地域整備や産業立地の推進と併せて、産業廃棄物処理施設の整備を図るべきであるとの指摘もある。

4. 不法投棄の状況

産業廃棄物の不法投棄は、平成6年の検挙件数が349件にのほるなど依然として跡を絶たず、住民の産業廃棄物に対する不信感を生じさせる大きな要因となっている。

このような不法投棄の実行者の内訳は、平成6年度厚生省調査によると、その40%が排出事業者、13%が無許可業者、6%が処理業者、残りの35%が投棄者不明のケースとなっている。

このように不法投棄が横行する背景には、罰金額に比較して、不法投棄に伴う不当利得が大きいため、「棄て得」が生じており、罰則による抑止効果が十分働いていないことがある。

また、不法投棄の防止を図るため、平成3年の廃棄物処理法改正により導入されたマニフェスト制度については、法律上その対象範囲が特別管理産業廃棄物に限定されており、また、紙の帳票による管理であるため廃棄物の移動の把握に時間を要するなど排出事業者や都道府県における管理が徹底せず、不法投棄の防止対策として必ずしも十分に機能していないとの指摘も強い。

5. 住民の不信感の高まりと地域紛争の多発

産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、地域住民の理解が重要であるが、近年の環境意識の高まりに伴い、処理施設に対して住民が求める水準が高まってきており、より安全でクリーンな施設が求められている。

他方、産業廃棄物や産業廃棄物処理施設については、不法投棄や不適正処理の横行等によりイメージが悪化しており、国民の間に根強い不信感が生じている。

こうしたことを背景に、産業廃棄物処理施設の設置をめぐり、この10年間に200件を超える紛争事例が生じており、また、平成8年7月時点で紛争継続中のものが100件近くにのほるなど、全国各地で地域紛争が多発している。

6. 地方公共団体による要綱規制

多くの都道府県においては、現行の廃棄物処理法上生活環境について住民の意見を反映させる明確な規定がないことや不適正処理の横行、住民の不信感の高まり等を背景に、地域の生活環境の保全を図るため、同法による規制に加え、要綱等に基づき、住民同意の取得の義務づけや他県からの廃棄物の受入規制、施設の立地規制等の規制が行われている。

しかし、このような要綱等による規制については、産業界や処理業界からは、都道府県ごとに処理方法や手続きが異なったり、他県からの廃棄物の受入規制が行われているためリサイクルを含め産業廃棄物の広域的な処理の推進が阻害されているとの意見や、住民同意の取得等により、施設の設置許可に係る事前手続に4～5年をかけても事業実施の見込みが立たず、大きな投資の損失があるばかりでなく、結局、施設の設置ができなくなるなどの声がある。

このような要綱等に基づく行政指導については、行政運営の公正の確保や透明性の向上の観点から行政手続法が制定されたところでもあり、その趣旨を踏まえた適切な対応が求められていることのほか、要綱等に基づく行政指導については、法律に基づくものではないため都道府県からも事業者に対する指導に限界があるとの意見が出されている状況にある。また、民間による最終処分場の設置の行き詰まりを打破し、モデル的な施設を設置するものとして、平成3年の廃棄物処理法の改正により創設された廃棄物処理センターは、平成4年の「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」の制定を背景に、わずか2～3年のうちに8県で設立・指定され、設立を検討中の県が10数県にのほるなど計画は急速に進

展してきているが、住民同意が得られないことから、最終処分場が設置されているところは1県のみとなっている。

7. 原状回復の状況

廃棄物が不法投棄された場合には、都道府県知事が投棄者に対し措置命令を行う等により原状回復を行わせることとなっており、平成3年の廃棄物処理法の改正の措置命令権の強化により、措置命令はそれまで年間数件しか発動されていなかったのに対し、改正法施行後の件数は不適正処理に対するものも含め年間80件程度となっており大きく進展しているが、投棄者が不明等であるため原状回復を行わせることができないケースも多く、平成6年度厚生省調査によると、その件数は不法投棄全体の約35%を占めている。

こうした場合、不法投棄された廃棄物がそのまま放置されることとなれば地域の生活環境保全上の支障が生じるため、やむを得ず地方公共団体が原状回復を行わざるを得ない場合も多く、原状回復のシステムを確立し、これを円滑に推進するための基金の創設を求める意見が強い。

このような廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復のための方策については、平成3年の廃棄物処理法改正の際附則に規定されており、政府においても廃棄物の処理の実態を勘案して速やかに検討することとなっている。

第3 今後の施策の基本的な考え方

1. 循環型社会への転換

現在の最終処分場の逼迫や不適正処理など産業廃棄物をめぐる様々な問題を解決し、生活環境の保全を図るとともに、地球環境への負荷を低減させていくためには、まず、廃棄物として処理しなければならない量を減らしていくことが重要である。しかし、産業廃棄物の減量化やリサイクルについては、その必要性が叫ばれて久しいにもかかわらず、必ずしも十分に進んでいるとは言えない状況にある。

こうしたことから、今後、廃棄物の排出抑制をさらに徹底するとともに、リサイクルを強力に推進し、廃棄物を可能な限り資源として有効に活用する「循環型社会」へ社会経済システムの転換を

図っていく必要がある。

産業界においても、リサイクルを経営上の重要課題とし、廃棄物の削減やリサイクルに取り組むこと等を内容とする環境アピールが採択されたところであり、今後、益々このような事業者の自主的取組みが充実されることも大きく期待されることである。

2. 悪循環を断ち切る総合的な対策の実施

排出抑制やリサイクルを強力に推進したとしても、現在の科学技術水準を前提にすれば最終処分等の必要な産業廃棄物をゼロにすることは困難であり、産業廃棄物処理施設の確保は健全な産業活動や良好な生活環境を維持する上で不可欠であるが、処理施設の確保が困難になるなどの問題の背景には、現在の施設・運営のあり方や不法投棄等の不適正処理の横行等に起因する国民の産業廃棄物に対する不信感が極めて高くなっていることもあり、産業廃棄物の処理に対する信頼回復を図り、この不信感を取り除いていく必要がある。

このような産業廃棄物に対する不信感の下で、施設の設置をめぐる地域紛争が激化しており、その結果、施設の立地がますます困難化し、施設の不足が不法投棄等の不適正処理を惹起し、住民の不信感をさらに高めるといふ産業廃棄物の処理をめぐる悪循環に陥っている。したがって、産業廃棄物の処理をめぐる諸問題を解決し、産業廃棄物に対する国民の理解を得るとともに、処理に対する不安を解消し、信頼の回復を図るためには、この悪循環を断ち切る総合的な対策を講じていく必要がある。

また、現在の産業廃棄物をめぐる様々な問題は、産業廃棄物に対する規制や運用が処理の実態や減量化・リサイクル推進の要請、環境意識の高まり等の産業廃棄物をめぐる状況の変化に適合しない面が生じていることも一因となっていることから、これを根本的に見直していく必要があると考えられる。

3. 関係者の役割分担に応じた適切な取組みの推進

産業廃棄物の減量化やリサイクルの推進を図るとともに、産業廃棄物処理に関する国民の理解を得、信頼を回復し、適正処理に向けて産業廃棄物をめぐる問題の解決を図るためには、排出事業者、

処理業者、国、都道府県等がそれぞれの役割に応じた適切な取組みを実施していく必要がある。

産業廃棄物はこれを排出する事業者の責任において適正に処理されることが原則であり、企業規模の大小を問わず排出事業者にはこのような責任を踏まえた適切な取組みが求められる。

また、処理業者は、産業廃棄物の処理を業として行う専門業者であり、排出事業者の委託を受けて廃棄物を適正に処理していくという重要な任務を担っており、適正処理についてのより一層の取組みが必要である。

国は、産業廃棄物の減量化、リサイクルを促進するとともに、産業廃棄物処理施設の確保が産業活動の基盤として不可欠であることも踏まえ、その適正な処理を確保するため、基準、手続等の法制度の整備を図るなど施設整備を促進する必要がある。さらに、情報提供や技術開発などの支援措置を講ずるとともに、廃棄物の処理に関する基本的な指針の策定、不法投棄防止対策の強化など、国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように適切な措置を講ずるよう努める必要がある。

また、都道府県においても、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況を把握し、国の基本的な指針を踏まえて産業廃棄物処理計画を策定し、適正処理確保のための施設整備に向けて積極的な役割を果たすとともに、不法投棄防止のための監視、取締りの強化を図るなど、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

市町村においても、産業廃棄物の適正な処理の必要性を十分に認識し、国及び都道府県の施策に協力していくことが望まれる。

さらに、国民においても、産業廃棄物の適正な処理の推進の必要性についてより一層の理解が求められており、国・地方公共団体はその啓発に努める必要がある。

第4 今後の施策の具体的な方向

1. 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

(1) 廃棄物減量化のための国の基本方針の策定等
 廃棄物の減量化やリサイクルの一層の推進が強く求められているが、この推進を図るため、平成3年の廃棄物処理法改正において、廃棄物の排出

抑制が法律の目的として追加されるとともに、廃棄物の処理に再生が含まれることが明確化されるなどの措置が講じられ、また、同時に制定された再生資源利用促進法に基づき再生資源利用率の目標が定められる仕組みも設けられたところである。しかしながら、廃棄物の減量化やリサイクルについては、国の施策の方向や具体的な目標が必ずしも十分でない場合があったり、また、明確化されていない場合があったりすることから、その一層の推進を図るため、国で一定の目標や基本方針を示すこととし、これに事業者も積極的に協力することとすべきである。

また、多量の産業廃棄物を排出する事業者においては、産業廃棄物の処理に関する計画を策定することとなっているが、この処理計画においては減量化やリサイクルの視点をさらに明確に盛り込むとともに、都道府県は計画の実施状況をフォローアップし、その適正な実施について指導・助言等を行うことにより、事業活動における廃棄物の減量化やリサイクルを推進することが必要である。

また、事業者においてISO14000の導入等の動きがあるが、事業者における環境マネジメントシステムの導入や環境監査の実施、ライフ・サイクル・アセスメントの視点からの製品開発等の自主的な取組みを促していくことも重要である。

(2) リサイクル推進のための規制緩和

廃棄物処理法においては、廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理業や処理施設について必要な規制を行っているところであるが、廃棄物のリサイクルの推進を図るため、廃棄物であれば一律に規制するという現行の制度を見直し、生活環境保全上の問題がないことを十分確保できる形で、必要な規制緩和を行うべきである。なお、廃棄物のリサイクルを隠れ糞とした廃棄物の不適正処理は厳に防止すべきである。

(3) リサイクル市場の拡大等環境整備

廃棄物のリサイクルを進めていくためには、リサイクル製品が通常の製品と同様に流通し、利用されるような環境を整備していく必要がある。このため、リサイクルのための技術開発の推進やリサイクル施設の設置促進を図るとともに、リサイクル製品に係る基準や規格の明確化、リサイクル促進の観点からの既存の基準や規格の見直し等リサイクル製品の市場の拡大を図るための支援措置

を講じていくべきである。

2. 産業廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上

(1) 最終処分場等の安全対策の充実・強化

① 処理体系の見直しと基準の強化

産業廃棄物の最終処分場については、処分される廃棄物の種類に応じて、いわゆる「安定型処分場」、「管理型処分場」及び「遮断型処分場」の3類型が設けられているが、産業廃棄物処理の実態を踏まえ、その適正な処理を確保するため、処理体系の見直しや基準の強化を図る必要がある。

具体的には、安定型処分場については、安定型廃棄物以外の廃棄物が混入するなどその安全性や信頼性について疑問が生じており、地域紛争の要因ともなっていることから、廃止を含めた見直しが必要であるとの意見がある一方、これについては、搬入管理の徹底のための方策や安定型廃棄物の品目の見直し等現行制度のあり方を見直しは必要であるが、安定型処分場そのものを廃止すべきではないとの意見もある。

また、管理型処分場については、遮水シートから汚水が浸み出て周辺の生活環境を悪化させるのではないかといった不安がもたれ、安定型処分場と同様にその安全性や信頼性について疑問が生じていることから、搬入管理の強化、遮水シートの二重化等遮水工の強化、浸出水処理施設の高度化、放流水の基準の強化等を図るとともに、地下水のモニタリングや溶出試験の方法の見直し等が必要である。

遮断型処分場については、有害廃棄物を長期間貯留していることから、中間処理により無害化を徹底した上で管理型処分場で管理を行うこととするなど、そのあり方についての見直しが必要である。

また、処理施設の許可の対象となっていないいわゆる「ミニ処分場」については、不適正な処理が行われている例が多いことを踏まえ、自社処分場を含め施設の規模にかかわらずすべて許可制とすることが必要である。

さらに、廃棄物の保管に伴う不適正処理等の実態を踏まえ、廃棄物の適正な処理を確保するため、処理基準の強化等の対策を強化していく必要がある。

② 最終処分場の閉鎖や跡地利用に係る規制の見直し

最終処分場の閉鎖や跡地利用については、閉鎖の基準が明確でなく行政の関与がない等制度的枠組みが十分整備されていないため、いつまで維持管理をすればよいか分からず維持管理があいまいになったり、理立終了後の土地管理や開発のあり方が原因で問題が生じている例もあることから、閉鎖や跡地利用について許可制の導入等の監督の強化が必要である。

③ 有害廃棄物対策の強化

有害廃棄物対策については、平成3年の廃棄物処理法改正により特別管理廃棄物という廃棄物の区分を設け、一般の廃棄物とは異なる特別の規制を行っているところであるが、その規制の徹底を図るとともに、未規制の有害化学物質等の問題も指摘されていることから、特別管理廃棄物の追加指定、公共関与によりその適正処理を推進するための廃棄物処理センターの設置促進やPCBの処理の問題を含めた対策の強化を図るべきである。

(2) 施設の設置手続の明確化・透明化

最終処分場等産業廃棄物処理施設の設置に当たっては都道府県知事の許可を受けることとなっているが、現行の廃棄物処理法上、技術上の基準に適合していることと最終処分場について災害防止のための計画が定められていることが要件となっているものの、直接、住民等とのかかわり合いに係る規定は設けられていないことから、要綱等においてこれを補完する対応がなされているところである。施設の円滑な設置を進めていくためには、施設の設置に伴う地域の生活環境への影響に十分に配慮し、悪影響を及ぼさないものであることについて住民の十分な理解を得ていくことは重要であり、法律上、施設の設置の許可に至る手続の中に、住民等の理解を得ていくための仕組みを設けることが必要である。このため、施設を設置しようとする者は施設の立地に伴う生活環境への影響を調査し、その結果を都道府県が事業計画と併せて公告・縦覧に付すとともに、関係住民や市町村の意見を聴取する等の手続を法令で明確に定めるべきである。

その際、専門家により審査する機関を設けるなどにより、事業の内容や生活環境への影響を客観的に審査できる仕組みを導入すべきである。

これらの施設の設置の手続については、産業廃棄物が広域的に処理されている実態をも踏まえ、

統一的な運用を確保するために必要な基準を法令で明確に定めるべきである。

(3) 情報公開の推進

廃棄物処理施設に対する住民の不信感を払拭するためには、施設の設置手続と併せて、設置後の事業運営についても透明性を高めることが求められており、処理施設に対し、一定のルールの下に、搬入した廃棄物の量、種類や維持管理データ等の公開を義務づけるべきである。

(4) 最終処分場に係る長期的な維持管理の確保

最終処分場の運営は埋立終了後も長期間にわたるものであることから、長期的な維持管理についての住民の不安を解消するため、最終処分場の設置者が倒産した場合等も含め適切な維持管理を行う責任体制を保証する仕組みが必要である。

また、最終処分場の設置者については、長期的な維持管理が担保できることを設置の段階で確認できるようにすることとすべきである。

(5) 処理業者の質の向上

処理業者については、一部に不法投棄等の不適正処理を行う業者の例もあることから、資力や信用力等について許可要件を強化することにより、また、その際許可手続きの簡素化も考慮しつつ、全体的な質の向上を図るべきである。

また、併せて、廃棄物処理業の将来ビジョンの策定、処理業者の専門性の表示、優良業者の表彰の実施、研修の充実等により、優良な事業者の育成に努めるとともに、優良な事業者であれば健全に経営できるビジネス環境を整備していくべきである。

(6) 排出事業者による委託処理の適正化

廃棄物を委託して処理する場合の処理の適正化を図るため、排出事業者は廃棄物の内容や適正な処理方法を明らかにした上で処理業者に委託するとともに、処理業者は受けた廃棄物の内容をチェックすることが必要である。また、排出事業者は委託契約に際して処理業者の有する施設の処理可能量、最終処分場等の処理体制をきちんと確認することが必要である。

また、委託料金について原価計算上必要なコストを下回っても受注にしのぎを削り、結果的に不適正な処理が行われる例もみられることから、排出事業者は、適正な処理コストを勘案し、適正な処理料金で処理を委託することとすべきである。

3. 不法投棄対策の強化

(1) マニフェスト制度の拡充

マニフェスト制度については現在その適用範囲が特別管理産業廃棄物に限られているが、適正処理を推進し、不法投棄の防止を図るため、すべての産業廃棄物にマニフェスト制度の適用を義務づけるべきである。また、現在の紙の帳票によるマニフェスト制度は手続の効率性や情報把握の迅速性の面で問題もあることから、マニフェストの電子化を図ることにより、廃棄物の管理の徹底を図ることが必要である。

(2) 罰則の強化等

現行の罰則においては不法投棄による不当利得が生じていることから、不法投棄に対する抑止効果が働くよう、罰金の大幅な引上げを含めた罰則の強化等が必要である。この場合、取締りの徹底や監視体制の強化をあわせて行う必要がある。

(3) 排出事業者の責任強化

排出事業者はその産業廃棄物を自ら処理する場合には適正な処理を行うために必要な最終処分場等の施設を確保するとともに、処理業者に委託する場合には委託契約を適正に行うことに加え、廃棄物が契約に定められたとおりに適正に処理されたことをきちんと確認することとすべきである。

また、廃棄物処理を委託した先で不法投棄が行われた場合は、たとえ委託基準に適合した委託であったとしても、排出者の責任を問うべきとの意見がある一方、これに対しては、許可制の考え方と整合がとれず適当でないとの意見があり、むしろ処理業者や行政を含め関係者の責任を明確にした上でその責任を分担すべきとの意見もある。

そもそも事業者は排出する産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないこととなっており、規模の大小を問わず多量排出事業者以外の事業者についても、処理計画を作成する等により適正処理を徹底すべきである。

建設系廃棄物については、重層下請構造の作業現場から排出されることが多く、排出事業者と排出された廃棄物との関係が不明確となりがちであるため、排出事業者である元請業者は、全体的な事業計画において建設現場で生じる廃棄物の適正処理に関する計画を立てることとすべきである。

(4) その他

不法投棄の防止を図るため、都道府県における監視指導体制の充実・強化を図るとともに、産業廃棄物の広域移動の実態を踏まえ、都道府県間で処理業者等に係る情報を共有し、効率的に行政を進めるため、連絡会議の開催等情報交換を推進することが必要である。

また、廃棄物の管理を徹底するため、積替保管のあり方についても見直しを行っていく必要があると考えられる。

4. 原状回復措置

産業廃棄物が不適正に処理された場合には、原因者を特定し、その原因者が生活環境保全上の支障の除去を行うことが原則であるが、まずは、何よりもこうした不適正処理が生じないよう防止策を強化すべきことは言うまでもない。

すなわち、不法投棄の防止については、地方公共団体間や警察とのより一層の連携を図りつつ、行政による監視、取締りを強化、徹底し、マニフェスト制度の拡充、罰則の強化を行うこと等により不法投棄の未然防止に万全を期すことが重要であり、併せて適正処理確保に向けた事業者への各種働きかけ、優良な処理業者の育成等も図っていく必要がある。

これらのことにより、また、不法投棄について徹底的に原因者を究明することにより、今後原因者不明の不法投棄は着実に減少していくことが見込まれる。

このため、現在生じている不法投棄の問題については、行政上の対応が十分でなかった面も否定できないので個々の事例毎に実態を究明した上で、速やかに原状回復を図ることとし、今後については、様々な不法投棄防止策を講じた上でなお投棄者が不明で、生活環境に重大な支障があり、浄化が必要とされる事態が生じた時に、その段階であらためて、原状回復のために費用を手当てする何らかの方策について検討すべきとの意見が見られたところである。

これに対して、いかに監視、取締りを強化、徹底しても不法投棄事案が起ることは避けられないことが予想され、原因者の特定ができないままに生活環境保全上の支障が生じる不法投棄のケースは今後も残らざるを得ないと考えられ、産業活動に伴い発生する産業廃棄物に対する国民の不信

感を払拭し、これに対して信頼を回復するためには、原状回復に必要な資金を手当てする制度を社会システムとして構築することが必要であり、この実現を抜きには、地域住民の理解が得られないことから今後の産業廃棄物処理施設の確保は極めて困難となり、円滑な産業活動の維持にすら重大な支障を生じかねないとの意見が多数であった。

以下、原状回復措置の検討に際し、その仕組みや費用負担のあり方についての当委員会が出された考え方を示すこととする。

(1) 仕組み

生活環境の保全を図るため、原因者が不明等であって生活環境保全上問題となるような場合には、都道府県が直接不法投棄等の不適正処理に係る原状回復をさらに迅速かつ円滑に行うことができるよう、当該原状回復に必要な資金を手当てする制度を社会システムとして構築することが必要である。

この制度については、都道府県ごとの制度とするのではなく、産業廃棄物が広域的に処理されている実態を踏まえ、国内における産業廃棄物の適正な処理を確保する立場から全国的な制度として構築することが適当である。

なお、投棄者が不明等の場合に限られないが、生活環境保全上の緊急の必要がある場合には迅速な原状回復を図ることができるよう、行政代執行法の手続を省略し、都道府県が直ちに原状回復を実施できるようにしていく必要がある。

(2) 費用負担のあり方

不法投棄の未然防止や原因者の徹底的究明を行ってもなお生じる原因者が不明等の場合の原状回復については、原因者に費用負担を求めることができないため、その費用を何らかの形で措置する必要がある。

この費用負担のあり方をめぐっては、

- ・産業廃棄物は産業活動に伴い生じるものであることから産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行う者全体で負担すべき
- ・適正処理を行ったことが確認されたものを除く排出事業者が負担すべき
- ・行政も負担すべき
- ・排出事業者、処理業者、行政がそれぞれ負担すべき

との意見があり、

また、費用徴収の方法としては、

- ・排出事業者から排出量に応じて直接徴収すべき
- ・処理業者から徴収すべき
- ・自社処分の場合を含め最終処分場から最終処分量に応じて徴収すべきなどの意見が出されている。

国は、生活環境の保全上、原状回復措置の確立が極めて重要かつ緊急の課題であることを十分認識し、これまでにこの議論をめぐり示された様々な意見を踏まえ、早急に具体的な措置のあり方について検討を進めていく必要がある。その際、不法投棄の実態を踏まえ、制度の公平性、即応性、実効性の確保や制度実施のためのコストにも配慮するとともに、モラルハザードを引き起こすことがないように十分留意すべきである。

また、原状回復の主体の問題と費用負担のあり方は、密接不可分のものであり、これらを併せて考えていくべきである。

(3) その他

不法投棄に伴う原状回復の確かつ円滑に進めるため、有害物質の無害化技術等の研究開発を推進するとともに、汚染状況の測定手法の確立が必要である。

また、不法投棄の関係者が複数であって責任の特定が困難な場合でも都道府県知事が措置命令を行えるよう、関係者の責任の範囲に関する挙証責任を転換するなどの方策を検討すべきである。

5. その他

(1) 廃棄物処理法の運用の見直し

廃棄物処理法の運用については、木くず等一般廃棄物と産業廃棄物の混合が生じる場合の業種限定の問題など廃棄物処理の実態にそぐわないケースが生じているとの指摘もあることから、このような処理実態を踏まえて、見直しを検討し、必要な措置を講ずるべきである。また、廃棄物の定義についてはOECDの場でも議論が続けられていることから、これらの動向も踏まえ、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を含め将来的な課題として検討すべきである。

(2) 廃棄物処理センターの設置促進等

平成3年の廃棄物処理法改正において設けられた廃棄物処理センターについては、特別の管理を

要する廃棄物等の適正かつ広域的な処理の確保を図る観点からその設置を一層促進していく必要がある。

また、「広域臨海環境整備センター法」や「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」の活用を促進していくとともに、今後、さらに施設の整備の円滑化のための方策について検討が必要である。

(3) 研究開発の推進

廃棄物処理の安全性の一層の向上を図るため、有害廃棄物の熔融等の無害化技術や搬入管理技術等の処理技術に関する研究開発の推進を図るべきである。

また、今後の廃棄物処理のあり方等について検討を行い、中長期的な廃棄物処理技術の開発計画を策定する等により、技術開発の計画的かつ効率的な実施を促していくことも望まれる。

(4) 廃棄物問題に関する意識の向上

事業者はもとより、国民においても産業廃棄物の適正な処理の必要性について一層の理解が求められており、廃棄物問題に関する白書の作成や広報の充実、各種シンポジウムの開催、各種教育等を通じ、産業廃棄物を含め廃棄物の適正処理の必要性に関する国民の啓発を一層進めるべきである。

第5 おわりに

今後の産業廃棄物対策については、この報告書における提言の方向に沿って、国において具体的な検討を進め、廃棄物処理の実態にも十分配慮しつつ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の見直しをはじめ総合的な施策を講じていくべきである。また、このような施策が円滑かつ効果的に実施できるよう、職員の資質の向上等産業廃棄物行政の体制整備とその強化を図っていく必要がある。

なお、処理施設の基準の見直し等については、本報告書で提言した方向に沿って、さらに、専門的な検討の場を設けるなどにより、具体的な内容を詰めていく必要がある。

産業廃棄物問題の解決はまさに国民的課題であり、その解決に向けて、国は関係省庁で連携し、地方公共団体、事業者及び国民の理解と協力の下に総力をあげて取り組み、一日も早く、総合的な産業廃棄物対策の推進が図られることを期待する。

岐阜県地球環境保全行動計画 「ぎふアジェンダ21」の策定

岐阜県衛生環境部環境管理課



近年、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題が大きクローズアップされ、その解決のための取り組みが重要となっています。

平成4年、国連地球サミットにおいて「アジェンダ21」が採択されたのを契機に世界各国、各地域で「ローカルアジェンダ」の策定が進められてきました。

国は、平成5年「アジェンダ21行動計画」を策定し、さらに平成6年には環境庁が各地方自治体に「ローカルアジェンダ21」策定のための指針を提示しています。

このような状況のなか、県は、「岐阜県環境基本条例」第31条の規定に基づき、「県民」「事業者」「行政」がそれぞれの立場で地球環境保全に貢献するための指針として、平成8年3月に「岐阜県地球環境保全行動計画（ぎふアジェンダ21）」を策定しました。

県民、事業者、行政が一体となって取り組む環境保全に有効な55の具体的行動メニューを、ライフスタイルや社会システムの変革という観点から次の4つの「基本方向」に基づいて提示しました。

- | | |
|-------|--------------------|
| 基本方向1 | 環境にやさしいライフスタイルの定着化 |
| 基本方向2 | 人と環境が共生する地域づくり |
| 基本方向3 | 環境に配慮した社会システムづくり |
| 基本方向4 | 環境分野における国際貢献 |

目標年次は21世紀の第一四半世紀を見通しつつ、2000年度（平成12年度）とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

本計画の特徴は、「家庭」「職場」「行政」において取り細むべき55の具体的行動メニューを、グ

県民・事業者・行政の役割



ラフや図表を多用してわかりやすく解説しています。

今、こんな環境問題が生じています。

・地球温暖化

社会活動の進展で大気中の二酸化炭素が上昇し、温室効果により地球が暖まっています。

・オゾン層破壊

オゾン層は太陽の有害な紫外線から生物を守っています。フロンなどで破壊されると皮膚ガンなど人体への影響や生物の成育障害などが心配されます。

・酸性雨

石油などを燃やしたときに生じる窒素酸化物などが、大気中の雨や霧に取り込まれて降ってくる現象で、欧米ではすでに湖沼や森林に被害が現れています。

(行動メニューの具体例)

— 家庭では —

マイカーはできるだけ控え、バスや電車などを利用しましょう。

平成7年3月末現在の県内の自動車保有台数は約136万台で昭和59年3月末と比較すると約1.6倍の増加になっています。

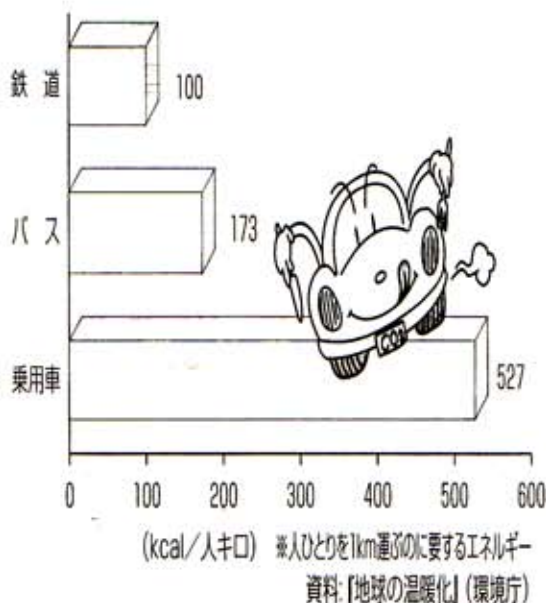
マイカーに比べて、バスや電車などを利用することは大気汚染や交通渋滞の防止に役立ちます。

人を一人1 km運ぶ場合のエネルギー消費は、鉄道は乗用車の約1/5、バスは約1/3で、鉄道やバスは乗用車に比べ大変地球にやさしい交通機関です。

公共交通機関の利用が可能な地域では、外出時、できるだけマイカーの利用を控え、バスや電車などを利用しましょう。

■人ひとりを運ぶために要するエネルギー

●交通手段別エネルギー消費(1988年旅客部門)



このように、わかりやすく解説を加え、行動メニューには可能な限り数値目標を設定しています。

また、啓発用に作成した普及版には55の行動メニューを「チェックリスト」として提示し、実践行動の進行管理を奨励しています。

岐阜県地球環境保全行動計画「ぎふアジェンダ21」は県民、事業者、行政の三者が地球環境問題を認識し、その解決に取り組んでいくための具体的な行動指針です。

21世紀を生きる私たちの子孫に、この地球をよりよい状態で引き継ぐため、この計画を地球環境を守る活動の道しるべとして、積極的な取り組みを推進することとしています。

*アジェンダ (Agenda) とは、「課題」「今から取り組んでいく課題一覧」という意味です。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

一般廃棄物最終処分場 建設の苦心談



恵那市長 森川正昭

益々難しくなってきた産業廃棄物の処理業務に対しまして、協会並びに会員の皆様には、格別のご支援、ご尽力をいただいております。誠にありがとうございます。お礼申し上げます。

さて、恵那市では、これまで一般廃棄物の不燃物最終処分場は、広域処理で中津川市にありましたが、その処分場が満杯になり、市独自で建設することになったのが平成3年でした。

その後、候補地探しをすること数か月、用地は地権者に買収に応じていただけるのか、その土地が各種の例えば保安林などの規制がかかっていないのか、排水は、また、進入道路は、といった各種の問題をクリアしながら進めましたが、最大の問題は、その地区の方たちの合意形成でありました。

そして、同意をしていただくために、地区の人達との話し合いを、数える事ができないほどの回数を重ね、諸条件を詰めて実際の協定を締結したのが平成4年11月12日でした。

この間、1年半、候補地区をきめて誠心誠意取り組み、地区の代表者の方々の自主的なご努力もあって、比較的短期間に実を結んだと思っています。それから、測量、買収、設計、農振解除の手續きなどを進めましたが、測量を始めたら、一部

所有者から急に売らないとの意向が示されて中断したり、また、相続問題で難航するなどの出来事がありましたが、何とか問題を解決し、平成7年6月30日に施設の完成をみることができました。

その間の該当地区との話し合いの中で、問題点の対応について市としても勉強をいたしましたし、住民の方にも、改めて処理施設の必要性について理解をしていただきました。

例えば、排水の汚染や、カラスが寄りつくのでは、といった問題、交通、近くの井戸への影響、重機の音や振動、悪臭などですが、何よりも困ったのは、見栄えが良くないということでした。

そこで市では、地区の皆様にも極力迷惑のかからない方法と施設内容を提示し、埋め立てについては、その都度覆土をするセル方式を採用することとし、現在に至っておりますが、カラスや臭気はほとんどありません。

この最終処分場も恵那市の不燃物を10年間埋め立てたら満杯になります。この次につくる処分場のためにも、精一杯の努力をしております。

ごみの減量化も恵那市独自の方法をこの話し合いの中で生み出してまいりました。

紙面の都合で割愛させていただきますが、不燃物の中で資源になるものを、分別収集等、により64%取りだして資源に回し、あと36%しか埋め立てしない減量化を市民の理解の下に実施しております。

しかし、ここで満足することなく、さらに、9年度からの「容器包装リサイクル法」に伴い資源化率を高めたいと考えています。

いずれにしても、廃棄物処理は大変な仕事ですが、やらなければならない仕事です。今後、「地球環境村構想」などの県の諸施策にも期待しております。

最後に貴協会の益々の発展を祈念いたします。

わが町の廃棄物と リサイクル



不破郡垂井町長 田中幸雄

貴協会におかれましては、生活環境保全と廃棄物の処理につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、県が公表されました「市町村ごみ減量化・リサイクルに関する取組状況」によりますと、本町が町村の部で最も積極的な取り組みをしているとの評価を得ました。これは、日頃からの町民のごみ問題に対する高い意識と努力が評価されたものだと思っております。最近、ごみの資源化について様々な情報が流れておりますが、本町のリサイクルは町内に居住されている婦人の提案により、昭和54年からガラス・ビンを婦人会組織で回収指導を行ったことが最初であると記憶しております。こうした住民の中から芽生えたりサイクル意識を大切に育てていき、少しでもごみの減量化を図りたいと考えます。いずれにしましても、住民一人ひとりがごみに対する意識改革こそが基本であると考えています。

また、ごみの資源化には材質の均一化など諸条件をクリアしなければなりません。そのためには、分別収集することが必要となり、現在ではほぼ完

全に分別できる状態になりました。しかし、コスト面では市場経済の原理により再資源の需要が伸び悩み、価格等の問題がないとは言えない状況にあります。こうしたことから、スチール缶の場合には、処理業者に処分料を支払ってリサイクルすること（逆有償の実態）も今後の課題になると考えます。

ところで、一般廃棄物処理業務は市町村固有の業務の一つとされ、地方行政の中でも特に町民生活と密着した対応が必要とされております。本町では、平成6年9月にごみ処理基本計画を策定し、その計画に基づき老朽化した廃棄物処理施設を最新鋭のごみ焼却施設に、平成7年、8年の2カ年継続事業で現在建設中で、来年3月に完成の予定であります。本事業費には、28億500万円の膨大な費用を投じております。施設内容は、平成5年3月国が提示したガイドラインをマスターし、地域住民の生活環境保全に十分な配慮をされた施設となっております。建設にあたっては、地元住民の同意を得るため、適切な情報の伝達が必要であり、なぜこの場所に施設を設けるかという理由を説明することではないかと思えます。関係住民に設置することが妥当であることを解っていただくことです。

本町では、既設の隣地を買収して建設することにより地元住民のご理解を得ることができました。近年は、廃棄物も多種多様で、処理についても社会問題となっておりますが、国及び県の適切な指導を期待して地域住民が安全で快適な暮らしができることを願うものであります。さきに発表された「地球環境村構想」実現が1日も早まることをお願いいたします。

第3回広報編集委員会開催

広報編集委員会（11月21日午前10時30分から開催）「ぎふ保全協会報第30号」の編集方針について、次の検討をすること。

- (1) 特集として、「わがまちの産業廃棄物問題と対策」について、引き続き掲載すること。
- (2) 紙面の編集について、読者の立場を考慮して読みやすい紙面について検討すること。

平成8年度産業廃棄物問題研修会の開催

平成8年度「産業廃棄物問題研修会」を平成8年10月28日(月)13時から・29日(火)12時までの2日にわたり岐阜市内地方職員共済組合長良川会館及び岐阜市汚泥処理施設北部プラントにおいて県と共



産業廃棄物問題研修会

催で次により開催されました。

1. 研修内容

- 産業廃棄物処理施設の安全性について（13：30～15：00）(株)大林組
- ・最近の技術動向について
- ・T&OHシステム（二重シートによる真空管理システムについて）
- ・処分場のクローズドシステムについて
- ・処分場の跡地利用について
- 討論会（15：00～17：00）

不適正処理、不法投棄防止に関する意見交換

会（保健所担当職員と会員が6グループに別れ討論をし、代表者が発表）

- 施設見学（29日10：30～11：30）岐阜市北部プラントの下水汚泥による「焼成レンガ」の製造施設

研修会には、県内保健所の担当職員と協会員とが出席し、講師（大林組）の方々から、処分場のクローズドシステム等について最新の技術、事例により有意義な講義を受け、また、討論会等を通じ活発な意見交換を行い代表から纏めが発表された。

厚生省生活衛生局長感謝状贈呈さる

「第9回廃棄物と生活環境を考える全国大会」が11月19日、20日の2日間高知市の高知県民文化ホールにおいて開催された。大会は厚生省、高知県、高知市の主催で開催され、「環境にやさしい、持続的発展が可能な社会をめざして」をテーマに、また、「信頼性・安全性のたかい廃棄物処理を」サブテーマとして開催され、開会式の席上において、生活環境改善事業功労者厚生大臣表彰、産業廃棄物関係功労者厚生省生活衛生局長感謝状が贈呈されました。協会関係として次の会員の皆様に栄えある局長感謝状が贈呈されました。長年にわたるご努力、ご功績が認められたもので心からお慶び申し上げます。（敬称略・順不同）



第9回廃棄物と生活環境を考える全国大会

正会員 川添 正雄(東海公営事業(株)代表取締役)
正会員 山口 繁(中部浄化工業(株)代表取締役)

当大会には、山口会員、林常務理事が出席しました。

「地球環境フェア'96」盛大に開催

11月2日岐阜市六条岐阜産業会館において、第2回県民文化祭「地球環境村ぎふフェア'96」が開催されました。同フェアは廃棄物の減量化、リサイクル等地球環境問題を広く一般県民に啓発す



地球環境フェア'96式典



賑わう地球環境フェア'96会場内

るために(財)地球環境村ぎふ、岐阜県、岐阜県民文化祭運営協議会、(財)岐阜県公衆衛生検査センターが主催して開催されました。当日は、好天に恵まれ1万人余が来場、午前10時からオープニングセレモニーが行われ、リサイクル推進功労者・団体

の知事表彰や街、河川の環境美化、水質保全に功績のあった人達への感謝状贈呈をはじめ、小・中学校等における環境保全リサイクル実践活動の発表等が行われました。

また会場ではリサイクル楽市楽座やリサイクル体験ゾーン、企業展示ゾーン、クリーン・エコゾーンが設けられ多数の入場者で賑わったほか、午後にはエコ・セミナーやステージアトラクション、リサイクル品大抽選会が行われ盛況でした。当協会も協賛し会員の皆さんにはご参加ご協力をいただき、ご苦勞様でした。

平成9年度厚生大臣認定各講習会

平成9年度厚生大臣認定の各講習会を
下記日程で開催を予定しております。

- ・産業廃棄物収集運搬課程 (新規)
平成9年8月27日～28日
- ・産業廃棄物収集運搬課程 (更新)
平成9年8月29日
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬課程 (更新)
平成9年9月17日
- ・特別管理産業廃棄物処分課程 (更新)
平成9年9月17日～18日
- ・特別管理産業廃棄物管理責任者講習会
平成9年9月19日

[会場はいずれも岐阜県県民ふれあい会館]

*なお、日時、会場等変更する場合がありますので、詳細については3月以降当協会にお問合せ下さい。(☎ 058-272-9293)

第5回環境フォーラムを開催 大垣女子短期大学環境総合研究所

大垣女子短期大学の環境総合研究所は11月29日、大垣市スイトピアセンターで、第5回環境フォーラムを開催しました。

同フォーラムでは、はじめに「環境・人間・宗教」のテーマで西川富雄立命館大学名誉教授、大垣女子短期大学教授が基調講演、続いて吉田三郎



第5回環境フォーラム

大垣女子短期大学理事長がコーディネーターとなって「環境倫理」のテーマでシンポジウムが行われました。シンポジウムでは、館正知元岐阜大学学長、大垣女子短期大学環境総合研究所顧問と西川富雄教授がパネラーとなって、①自然の生存権の権利、②世界観、倫理の問題、③地球観からの環境倫理の問題が話し合われ、最後にフォーラム参加者との間で質疑応答が行われました。

文化交流大会に8千人 ぎふ「寒ざくらの会」

早春の一番さくらに心を寄せる女性の輪を広く結集した、ぎふ「寒ざくらの会」(山村けい会長)の文化交流大会が12月8日、岐阜市長良福光の岐阜メモリアルセンターで開かれました。

交流会は、会の創立記念フェスティバルとして開かれたもので、会員が趣味などを生かした日本舞踊や三味線、フォークダンスなどを次々に披露、会員や一般市民ら約8千人が訪れ、イベントに参加して楽しみました。



ぎふ「寒ざくらの会」文化交流大会式典

式典では、各市町村等への寒ざくらの苗木3000本が贈呈されたほか、会場では、特産品楽市楽座フリーバザールや文化交流展示会、即売会をはじめ多彩なイベントフェアが行われました。

小瀬洋喜理事長「地域文化功労者 表彰(文部大臣表彰)」受賞

平成8年11月19日東京都千代田区の如水会館において、当協会理事長・大垣女子短期大学学長の小瀬洋喜さんが歌人として本年度の「地域文化功労者表彰」を受賞されました。

同表彰は、芸術文化の振興や文化財の保護に尽力するなど地域文化の振興に功績があった団体・個人を対象とし、本年度は全国で91団体・個人が表彰されました。

小瀬さんは、1970年(昭和45年)に現代歌人協会会員となり、本県歌壇の中心的な存在として活躍され、現在は県歌人クラブ代表、中日歌人会副委員長、日本歌人クラブ東海ブロック代表幹事。多年にわたり歌人として優れた作品や評論を発表されるとともに、岐阜県ユネスコ協会副会長、岐阜県芸術文化会議会長などを歴任し、現在岐阜県文化懇談会副座長、古今伝授の里フィールドミュージアム名誉館長、岐阜県伝承懇談会会長をつとめるなど、県芸術文化の発展に貢献されていることが評価されました。

平成8年版環境白書について

岐阜県衛生環境部

○はじめに

環境白書は、岐阜県環境基本条例第9条の規定により、岐阜県における公害及び自然環境の現状（平成7年度）と環境保全に関する施策（平成7年度および平成8年度）をとりまとめたもので、昭和47年に公害白書として刊行して以来、25回目となるものです。

○白書の構成

今年度の白書の構成は、次のとおりです。

第1部 総説

（国の動向、県の動向、県の環境の概況、環境保全対策の総合的推進について記述）

第2部 環境の状況及び環境の保全に関して実施した施策

（平成7年度の環境の状況及び環境の保全対策、公害の苦情、公害の防止に関する調査研究等について記述）

第3部 自然環境の状況及び自然環境の保全と活用に関して実施した施策

（平成7年度の自然環境の状況とその保全対策について記述）

第4部 平成8年度において実施しようとする環境保全に関する施策

（平成8年度の環境保全施策について記述）

○概要

今年度の白書の概要は、次のとおりです。

〔現況〕

岐阜県における環境の状況は、公害防止対策や自然環境の保全対策など各種環境保全対策が強力に推進された結果、引き続き改善に努力しなければならぬ分野が一部残されているものの全般的には良好な状況で推移しています。

しかし、近年の都市化の進展や生活様式の変化に伴って、生活排水による河川の水質汚濁、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や騒音の発生、増加する廃棄物などの都市・生活型公害が問題となるとともに、県民の環境に対するニーズも高度化

し、快適で潤いのある環境を求めるようになってきています。

一方、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染などの地球環境の現状と見通しは引き続き厳しい状況にあります。

こうした近年の環境問題は、複雑かつ多様化しており、県民、事業者及び行政が一体となった地域レベルでの着実な取組が解決に不可欠となっています。

このような環境を取り巻く情勢から、「岐阜県環境基本条例」に基づいて環境行政を総合的・計画的に推進していくための「岐阜県環境基本計画」、さらには、地球環境問題に対して、地域で取り組むための行動指針となる「地球環境保全行動計画『ぎふアジェンダ21』」を策定しました。また、環境と開発との調和を図るため、「岐阜県環境影響評価条例」を制定しました。

〔対策〕

「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指し、「環境基本計画」を環境施策の基本理念とし、また、地球環境問題に対しては「地球環境保全行動計画『ぎふアジェンダ21』」の下に各種施策を展開していくとともに、開発に伴う環境保全を適正に配慮するため「環境影響評価条例」を運用していきます。

今後、県民・事業者・行政が公平な役割分担と責任の下に今日の環境問題の解決に向けた取組ができるために、より一層の各種施策の推進が課題となっています。

岐阜県ではこれらのことに対応するため、広く県民の皆さんにも環境問題について考え、行動していただくために「岐阜県環境づくり県民環境会議」の設立、岐阜県環境モニターの設置、県民環境の日の普及啓発を行っていきます。

なお、本白書は、岐阜県公害防止協会（県庁衛生環境部環境管理課内）において1部1,500円で販売しています。

産業廃棄物処理業について

◇ 許可を受けた後の留意事項 ◇

会員のみなさん、次の事項のいずれかに該当する場合は、すみやかに県（窓口は、岐阜市内の方は岐阜市役所環境総務課、その他は所轄保健所）へ手続きをしてください。

▽ 更新許可

許可期間は5年です。期限到来前（2ヵ月～3ヵ月前）に更新許可の申請をすること。（期限到来3ヵ月前に当協会から会員のみ連絡）

（許可期限を過ぎても更新の許可を受けてない場合は、無許可状態となり、産業廃棄物処理業ができないので注意すること）

▽ 変更許可

- (1) 取扱う産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類の追加
- (2) 処分業で、処分方法を新たに加える場合及び中間処理又は最終処分を新たに加える場合

▽ 住所等変更届

住所、名称、役員、車輛などの変更

▽ 廃止届

処理業の一部又は全部の廃止

▽ 実績報告書

毎年6月30日までに前年度の業務内容の報告

!! 許可証の有効期限切れにご注意 !!

——更新許可申請手続きをされないと、許可証は失効します——

最近、許可証の期限切れ間近の方の問い合わせがあります。許可証は、常に目の届く場所に大切に保管し、許可期限は何時になっているか、常に細心の注意をしておきましょう。

更新許可申請手続きには、厚生大臣認定産業廃

棄物処理業に関する更新許可講習会の修了証または、新規許可講習会の修了証が必要です。

更新許可講習会の修了の有効期限は、修了証の発行から2年以内です。新規許可講習会の修了証の有効期限は、修了証の発行日から5年以内です。

平成8年度厚生大臣認定 「産業廃棄物処理業に関する講習会」を開催

11月12日から15日の4日間、岐阜市葦田南1丁目岐阜県水産会館で、産業廃棄物新規許可講習会（処分課程）が開催されました。

同講習会は115名（県内44名県外71名）が受講、113名（県内44名、県外69名）が合格しました。

講習会の実施機関は財団法人産業廃棄物処理振興センター。講習会実施協力団体は（社）全国産業廃棄物連合会・各都道府県にある産業廃棄物に関する協会。（岐阜県は（社）岐阜県環境保全協会）講習

会受付機関は各都道府県にある産業廃棄物に関する協会。受講対象者は1)新たに業の許可を受けようとする者。「廃棄物処理法」第14条第4項の規定に基づく産業廃棄物処理業の処分の許可を受けようとする者。

(2)その他当該業に係る必要な知識及び技能を習得しようとする者、となっています。



排出事業者の皆さん!! 過積載の要求は 禁止されています。

産業廃棄物の運搬において、過積載の違反件数が最近著しく増加しています。過積載の防止には、産業廃棄物処理業者と排出事業者の双方に義務と責任があり、より一層の自覚が求められます。道路交通法令では、排出事業者が過積載を要求することが禁止されています。また警察署長から再発防止命令を受け、その命令に違反した場合には、罰則（6ヵ月以下の懲役または10万円以下の罰金）が適用されます。排出事業者の皆さんのご協力をお願いします。

※ 積載量の適正化によって、処理料金の見直しが必要になる場合があります。ご理解のほどお願いいたします。

産業廃棄物処理業者と排出事業者が手をつないで協力すれば、きっと過積載を無くせるね。



平ダンプは、水平積み しなければなりません。

平ダンプは、ダンプ規制法上の届出・保安基準を遵守し、「平積み」または「水平積み」と決められています。過積載につながる荷台の取り替えや、さし枠の取り付けなどの不正改造は厳しく禁止されています。排出事業者の皆さんは、産業廃棄物処理業者に対して、このような要求を行わないように注意しましょう。



深ダンプでの土砂の運搬は 禁止されています。

産業車型深ダンプは、産業廃棄物や農産物等の運搬のみに使用することが認められており、土砂や碎石等の積載は、ダンプ規制法違反となります。また車体には「土砂等積載禁止」の表示が義務づけられています。過積載は、単に法律に違反するだけでなく、道路を損傷させ、交通事故の原因ともなります。



社団法人 全国産業廃棄物連合会

〒106 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4F
TEL 03-3224-0511 FAX 03-3224-0920

お知らせ

岐阜県公害防止協会長より次のとおり依頼がありましたのでお知らせします。なお、詳細につきましては「岐阜県公害防止協会」（岐阜県衛生環境部環境管理課内 電話058-272-1111内線2579）へおたずね下さい。



会員各位

公協第33号
平成8年12月12日

岐阜県公害防止協会長

民間環境保全推進員養成セミナーの開催について(案内)

このことについて、(社)全国環境保全推進連合会主催による環境保全推進員養成セミナーが本年度は、長良川国際会議場において平成9年2月6～7日開催されることになりました。

誠に恐縮ですが、関係職員に参加を呼びかけて下さいますようお願い申し上げます。

なお、この推進員養成セミナーは、例年三会場で開催されていますが岐阜県での開催は当分の間開催されないことを申し添えます。

記

平成9年 月 日	開場	名称・所在地
2. 6 (木) 2. 7 (金)	岐阜	長良川国際会議場 電話058-296-1200 〒502 岐阜市長良福光2695-2

事業の目的

環境基本法によれば、事業者はその事業活動を行うにあたり、環境への負荷の低減その他環境保全に努めることが求められている。そこで、経済社会の主要な担い手である企業としては、環境問題への取り組みなしには、その存在も活動もありえないとの認識にたつて、「環境への負荷の少ない持続的発展の可能な環境保全型社会」を構築するため、地域住民や自治体との連携により、「環境にやさしい企業行動」を実践していくことが望まれる。

このような見地から、企業が地域に根ざした環境保全対策を推進するうえで、その中核となる「環境保全推進員」を養成するためのセミナーを開催するものである。

受講料

- (1) 全国環境保全推進連合会会員団体加入事業場は、1名当り12,000円とする。
- (2) (1)以外の事業場は1名当り15,000円とする。

※いずれも「推進員養成セミナー」テキスト・昼食代を含む。

※一旦受理した受講料は、返却いたしませんのでご了承下さい。

広報編集委員会からお願い

皆さんの投稿をお待ちしております

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各企業にお

ける廃棄物処理の近況等々何でも結構です。どしどし、ご意見等をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願いいたします。

1. 字 数 400～800字程度
2. 宛 先 当協会事務局
3. その他 匿名掲載を希望の場合も、企業名、住所、氏名は明記してください。

編 集 後 記

明けましておめでとうございます。

今年こそ良い年であるようにと神にも祈りたい気持ちですが……

バブルがはじけて幾年月……その後始末に国も金融機関もそして民間企業も必死になって頑張っているが、いまだに片づくきざしも見えないというのが実感です。

また、一方では価格破壊だ、組織破壊だと、かつて私たちが経験したことのない時代がきたようです。要は、物価を下げ賃金も下げ内外格差の是正のために国全体で努力していくということでしょう。

このような状況下での誠に厳しい新年を迎えたわ

けであります。私たちは環境保全のために企業運営を、そして自らの生活をしてゆかなければなりません。過去の慣習を見直し世の流れを見据え体制を固めて、良い年を築き上げていきたいものです。

この新年号もお陰様で皆様のご努力、ご協力により30号を数えることになりました。年の始めに当たりまして、これからも会員、ご関係の方がたの情報提供の機関誌として皆様方のお役に立ちますよう編集子一同頑張ってゆきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(中尾 勝)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 浅野 勇

委員 川合 清和 野村 清晴 野々村 清

中尾 勝 坂井 修 大藤 正幸

■広告掲載社名

コマツ岐阜(株)／近畿日本ツーリスト

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)



協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成 9 年 1 月 1 日発行

第 30 号

編集
発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 小瀬 洋喜

〒500 岐阜市藪田南1丁目11番12号 水産会館1階

TEL<058>272-9293

FAX<058>272-6764

印刷 共和印刷株式会社